

公 示

水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第 8 条に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和 7 年 11 月 5 日

第一管区海上保安本部長

石崎 憲寛（公印省略）

- 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所
北海道開発局室蘭開発建設部室蘭港湾事務所
北海道室蘭市入江町 1 番地 14
第一管区海上保安本部
北海道小樽市港町 5 番 2 号
- 2 水路測量を実施する区域及び期間
（１）区 域 室蘭港第 3 区（付図参照）
（２）期 間 令和 7 年 11 月 20 日から
令和 7 年 12 月 20 日までのうち 3 日間
- 3 水路測量の実施方法
GNSS による測位、音響測深機による測深等
- 4 航行船舶に対する安全措置
（１）水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令第 55 号）第 6 条に定める標識（白紅白のえん尾旗）を掲揚
（２）一管区水路通報に掲載

付図

